



固定資産税 償却資産申告の手引き



目次

I 償却資産申告書の記入方法について P.1

申告チェックリスト／償却資産とは／償却資産の申告が必要な方／申告書の記入例

II 償却資産のあらまし P.6

償却資産の種類と具体例／家屋と償却資産の区分／業種別の主な償却資産

III 償却資産の申告について P.9

申告していただく方／申告の対象となる資産／申告の対象とならない資産
少額の減価償却資産の取扱い

IV 提出していただく書類について P.11

申告方法／注意事項／申告義務違反に対する措置／過年度への遡及等について

V 償却資産の評価と課税について P.13

償却資産の課税について／償却資産の評価方法／評価額の算出(計算例)
国税との主な比較／実地調査協力をお願い／非課税及び課税標準の特例について

令和8年1月16日(金)迄の

早期申告にご協力をお願いします。



I 償却資産申告書の記入方法について

1 申告チェックリスト

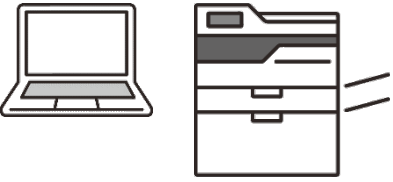
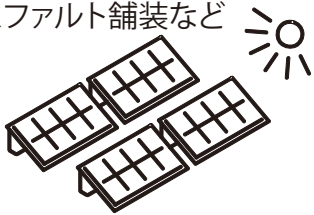
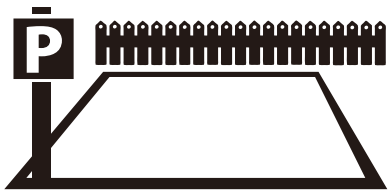
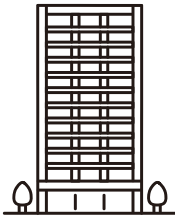
申告書提出の前に、記入事項の確認をお願いします。

No.	確認欄	確認事項
1		●控えのご返送を希望される方 宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封しましたか。
2		会社名や住所に変更ありませんか。
3		申告書右上の所有者コードは記入されていますか。
4		申告に応答する方の名前、連絡先、税理士名等は記入していますか。
5		種類別明細書に記載している資産は令和8年1月1日に塩尻市内に存在していますか。
6		『種類別明細書（増加・全資産用）』『種類別明細書（減少資産用）』の用紙について、次の事項に記入漏れはありませんか。 ①資産の種類 ②資産の名称等 ③数量 ④取得年月 ⑤取得価額 ⑥耐用年数 ⑦増加事由（減少事由及び区分）
7		◆申告書の「前年中に減少したもの（ロ）」「前年中に取得したもの（ハ）」の各小計と、種類別明細書の小計は一致していますか。 ◆（イ）－（ロ）＋（ハ）の計算結果が「計（二）」と一致していますか。
8		土地・家屋（家屋本体や家屋と一体で家屋の効用を高める設備で、固定資産税上、家屋として評価されているもの）は申告に含まれていませんか。
9		無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア、営業権等）、自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等は申告に含まれていませんか。

2 償却資産とは

固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産（事業のために用いることが出来る構築物、機械、器具、備品等）についても課税の対象となります。

【償却資産の例】

各業種共通 パソコン、看板、コピー機など 	病院 ベッド、手術台、X線装置など 	ガソリン販売業 オイルチェンジャー、洗車機など 
農業 田植え機、ビニールハウスなど 	太陽光発電事業 太陽光パネル、アスファルト舗装など 	不動産賃貸業 門、塀、ゴミ置場、外構工事など 
クリーニング業 洗濯機、乾燥機、自動販売機など 	建設業・工場 大型特殊車両、受変電設備、発電機など 	ホテル・旅館 客室備品、洗濯設備、厨房設備など 

3 償却資産の申告が必要な方

今までに塩尻市へ申告されている方

- ・申告内容に変更（増減）がある（⇒3・4・5ページ記入例参照）
- ・償却資産を所有しているが、去年と変更がない（⇒3ページ記入例⑭参照）
- ・廃業、解散、転出（⇒3ページ記入例⑭参照）

初めて申告される方（⇒3・4ページ記入例参照）

I 償却資産申告書の記入方法について

4 申告書の記入例

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

第二十六号様式

受付印		8 年 1 月 16 日		塩尻市長 殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※ 所有者コード	
1 住所 (又は納税通知書送付先)		2 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		3 個人番号又は法人番号		4 事業種目 (資本金等の額)		5 事業開始年月	
しおじりしだいもん 塩尻市大門七番町3番3号 (電話 0263-〇〇-XXXX)		ききょうかい 桔梗ヶ原プレス工業(株) 代表取締役 塩尻太郎 (屋号)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0		プレス加工業 () 百万円		昭和60年 1 月	
6 この申告に添付する者の氏名		7 税理士等の氏名		8 短縮耐用年数の承認		9 増加償却の届出		10 非課税該当資産	
経理課 松本太郎 (電話 0263-〇〇-XXXX)		長野太郎会計事務所 (電話 0263-〇〇-XXXX)		有・ ☒		有・ ☒		有・ ☒	
11 課税標準の特例		12 特別償却又は圧縮記帳		13 税務会計上の償却方法		14 青色申告		15 市(区)町村内	
有・ ☒		有・ ☒		率・定額法		有・ ☒		① 塩尻市大門7-3-3 (出張所) ② 塩尻市大字広丘吉田5000	
16 借用資産 (⑩・無) ⑪ 電話		17 事業所用家屋の所有区分		18 備考(添付書類等)		貸主の名称等 松本市中央8-1-1(株)〇〇リース 長野市北長池100-1 △△リース(株)		⑬ 借家	
⑩・無		⑬ 借家		⑭					

資産の種類	前年取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物		1	000	000						5	000	000		1	500	000
2 機械及び装置		10	000	000		7	000	000		6	000	000		6	400	000
3 船舶																
4 航空機		A				7					8				9	
5 車両及び運搬具			5	000											5	000
6 工具、器具及び備品		1	000	000			3	75	000		5	000		1	125	000
7 合計		12	500	000		7	375	000		6	200	000		6	7125	000

資産の種類	評価額(ホ)				決定価格(ヘ)				課税標準額(ト)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合計												

申告書を書く必要のある方

- 事業用償却資産を所有している方

申告書の書き方

- 住所や社名を変更した場合は、変更後の情報を記入します。また、「18 備考」に変更した旨を記入します。
- 個人の方は12桁の個人番号(マイナンバー)を右詰めで記載し、法人にあっては13桁の法人番号を記入してください。償却資産を共有されている方は、記入不要です。
- 具体的な業種を記入します。
- 個人 → 事業を開始した年月
法人 → 設立年月
- 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入します。
- 該当に○をします。
- 赤色の種類別明細書(減少資産用)に記載した減少資産の取得価額の合計を資産の種類ごとに合算して、該当する欄に金額を記入します。
- 緑色の種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載した増加資産の取得価額の合計を資産の種類ごとに合算して、該当する欄に金額を記入します。
- 種類ごとの合計額を算出します。前年前に取得したもののAから、前年中に異動した資産を足し引きして求めます(A-7+8)。
- 自社電算処理で、全資産申告を行う方のみ記入してください。
- 資産の所在地を記入します。
- リース・レンタルの借用資産がある方は、貸主の住所・氏名を記入します。
- 該当に○をします。借家の場合は、「18 備考」に家屋の所有者名を記入します。
- 初めて申告する方で、該当資産がない場合は、「該当する資産なし」と記入します。
今までに申告された方で、資産の増減がない場合は、「資産の増減なし」と記入します。
解散し、又は廃業した場合は、その旨と時期を記入します。非課税や課税標準額の特例等に該当する場合は、必要書類を添付のうえ、添付した書類の名称を記入します。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和 8 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)		提出用									
※ 所有者コード		1		桔梗ヶ原プレス工業(株) 3									
住民コード		2 1 2 3 4 5 6		4 1枚のうち 1枚目									
行 番 号	※ 資産 の 種 別 区 分 番 号	※ 資産 の 種 別 区 分 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 年 月 年 月	(イ) 取 得 価 額 十 億 千 百 万 千 円 円	(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 償 却 率	(ニ) 価 額 十 億 千 百 万 千 円 円	(ホ) 課 税 標 準 の 特 例 率 コ ー ド	(ヘ) 課 税 標 準 額 十 億 千 百 万 千 円 円	増 加 事 由 10	摘 要 11
01	1		アスファルト舗装	1	4 16 4	7 500,000	10					9	申告もれ
02	2		オートドリルマシン	1	4 19 8	24,000,000	12						申告もれ
03	2		フライス盤	2	4 22 3	1,000,000	7						R7年5月 松本市へ移動
04	2		マシニングセンタ	1	5 7 5	36,000,000	10						法附則第1条 第4項
05	6		複写機	1	5 7 3	225,000	5						
06	6		ノートパソコン	1	5 7 8	275,000	4						
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
小 計				7		62,000,000							1000BCX02

(資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。)

番号	種 別 区 分	番号	種 別 区 分
1	構 築 物	4	航 空 機
2	機 械 及 び 装 置	5	車 両 及 び 運 搬 具
3	船 舶	6	工 具、器 具 及 び 備 品

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)を書く必要のある方

- これまでに申告があり、令和7年中に設備投資をされた方
- 令和7年から事業を開始された方

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

- どちらかに○印をつけます。
これまでに申告がある方 → 増加資産に○
初めて申告される方 → 全資産に○
- 申告書の右上欄に所有者コードが印字されている方は、
同じコードを右よせで記入します。
- 所有者氏名を記入します。
- 全枚数とそのうちの何枚目かを記入します。
- 資産の種類を右表のコード番号で記入します。

※資産の種類コード

1	構築物
2	機械及び装置
3	船 舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

- 右表の年号コードを参考に、
資産を取得した年月を記入します。

※年号コード

1	明 治
2	大 正
3	昭 和
4	平 成
5	令 和

- 取得価額を円単位で記入します。
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(耐用年数省令)を参考に耐用年数を右よせで記入します。
平成20年1月1日以前に取得した申告もれの「2 機械及び装置」に該当するものは、改正前の耐用年数省令に基づく旧耐用年数を記入します。

- 独自の電算処理で全資産申告をされる方以外は記入しないでください。

- 右表を参考に、
該当する増加事由に
○をします。

※増加事由コード

1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

- 令和7年1月1日以前に取得した資産で、今回初めて申告する資産については「**申告もれ**」と記入します。
令和7年中にグループ会社内で移動し取得した資産については**移動時期**を記入します。
非課税資産、課税標準の特例がある資産については、その**適用条項**を記入します。

I 償却資産申告書の記入方法について

種類別明細書(減少資産用)

令和 8 年度										種類別明細書(減少資産用)										提出用	
※ 所有者コード 住民コード ① 1 2 3 4 5 6																				所有者氏名 桔梗ヶ原プレス工業(株) ②	
行 番 号	資 産 の 種 別	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等		数 量	取 得 年 月	取 得 価 額		耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分 1 売却 2 減失 3 移 ⑤ ⑥ ⑦		摘 要								
						年 号	月	十 萬 千 円													
01	2	30001234	フリス盤	④	2	4	2	5	300,000	7	①・2・3・4	①・2	R7・7・1 (株)洗馬プレスへ								
02	2	30001357	コンプレッサー		1	4	4	3	6,000,000	7	1・2・③・4	①・2	R7・9・1 長野工場へ移管								
03	2	30002468	旋盤		1	3	6	5	700,000	7	1・②・3・4	①・2									
04	6	30006789	複写機		1	4	14	3	375,000	5	1・②・3・4	1・②	当初 750,000(数量2)のうち 375,000(数量1)を減失								
05											1・2・3・4	1・2									
06											1・2・3・4	1・2									
07											1・2・3・4	1・2									
08											1・2・3・4	1・2									
09											1・2・3・4	1・2									
10											1・2・3・4	1・2									
11											1・2・3・4	1・2									
12											1・2・3・4	1・2									
13											1・2・3・4	1・2									
14											1・2・3・4	1・2									
15											1・2・3・4	1・2									
小 計					5				7,375,000												

1000BCX03

種類別明細書(減少資産用)を書く必要のある方

- 令和7年中に減少した資産がある方
- 事業を廃止した方

種類別明細書(減少資産用)の書き方

- ① 申告書の右上欄に印字されている所有者コードを右よせで記入します。
- ② 所有者氏名を記入します。
- ③ 全枚数とそのうちの何枚目かを記入します。
- ④ 同封しました令和8年度種類別明細書の「資産の種類」、「資産の名称等」、「数量」、「取得年月」、「取得価額」、「耐用年数」を転記します。
「抹消コード」欄には、種類別明細書の「品目番号」を転記してください。
- ⑤ 該当する事由に○をします。
- ⑥ 所有する資産を全て減少した場合は「1 全部」に○を、所有しているうちの一部を減少した場合は「2 一部」に○をつけます。
- ⑦ ⑤の減少した事由が、
「1 売却」→ 売却先の名称
「3 移動」→ その受入先の所在地等
「4 その他」→ その減少の事由等
をそれぞれ記入します。また、⑥で2に○をつけた方は、記入例を参考に減少した金額、数量を記入してください。

注意点(国税との違い)

- 償却資産の評価額の最低限度は、一律に取得価額又は改良費の100分の5に相当する額と定められているため、資産の耐用年数が過ぎても5%の残存価額が残ります。よって、**耐用年数が過ぎて資産帳簿外に振り替えられた資産であっても、現に使用している資産及びいつでも使用できる状態にある資産は、減少資産に含まれません。**

電子申告による申告をされる方へ

eLTAX(エルタックス)による償却資産の電子申告が可能です。詳しくはeLTAXホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

企業独自の電算処理による申告をされる方へ

- 種類別明細書は、全国統一様式の項目を満たすものとしてください。
- 評価基準で定める方法により、全資産について評価額を計算し、資産種類ごとの合計額を算出してください。
- 改良費(資本的支出)については、本体と別個の資産とみなして評価額を算出してください。
- 圧縮記帳をした減価償却資産については、圧縮前の取得価額を基に評価額を算出してください。
- 評価額、決定価格及び課税標準額は、1円単位まで算出してください。

- ・過年度にかかる資産の増加や減少を期限後申告した場合は、当該年度までさかのぼって税額を変更し課税をします。

II 償却資産のあらまし

償却資産とは、土地・家屋以外の資産で、工場や商店などを経営されている個人や法人が事業のために用いることができる機械・器具・備品などを指します。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業で使用する場合に限らず事業として他人に貸付ける場合や福利厚生に使用する場合も含まれます。

ただし、無形減価償却資産（ソフトウェアなど）や自動車税・軽自動車税の課税対象である車両などは償却資産の対象外となりますので、ご注意ください。（詳しくは下表及び9ページをご参照ください）

1 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の内容
1 構築物	構築物	井戸、門、塀、舗装路面（駐車場舗装）、煙突、庭園、看板、外灯、固定資産税上家屋として評価されない建物（自転車置場等）等
	建物附属設備	①受変電設備、中央監視装置、簡易間仕切り、特定の生産又は業務用の設備等 ②テナントが賃貸家屋に施工した内装・建築設備等
2	機械及び装置	物品の製造、加工、修理等に使用する機械等、駐車場機械装置等、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー等）
3	船舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、貸ボート、釣船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～009」及び「9」「90～99」「900～999」）、台車、荷車、構内運搬車等（自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等、及びこれらに属するカーナビゲーション等は除く） 農耕作業用自動車で、最高速度が毎時35km以上のもの
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、テレビ、電話、ファクシミリ、複写機、パソコン、エアコン、応接セット、自動販売機、測定工具、取付工具、医療用機器等

2 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など、家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、これらの設備は家屋と償却資産に区分して評価されています。

例えば、取り外しが可能で独立した機器としての性格が強いものや、特定の生産や業務に使用されるものは、償却資産として取扱われます。詳しくは、次ページの「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

II 償却資産のあらまし

< 家屋と償却資産の区分表 >

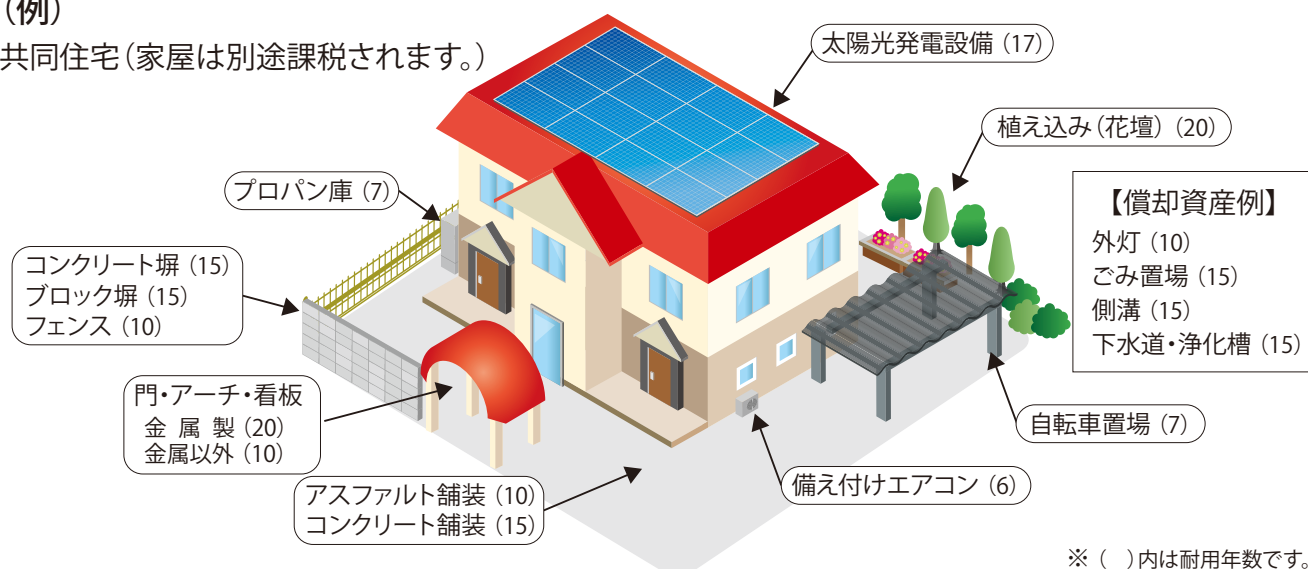
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		●		●
		屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配電設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管・配線、端子盤等	○			●
	LAN設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	インターホン設備	集合玄関機等	○			●
		上記以外の設備	○			●
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		●		●
		配管・配線等	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		●		●
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)	○			●
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管等	○			●
衛生設備	洗面器・大小便器等	設備一式	○			●
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		●		●
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		●		●

3 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機等
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
農業	ビニールハウス、籾摺り機、大型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車等
駐車場業	受・変電設備、発電機設備、蓄電器設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
不動産賃貸業	受・変電設備、発電機設備、蓄電器設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等

（例）

共同住宅（家屋は別途課税されます。）



※（ ）内は耐用年数です。

Ⅲ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和8年1月1日現在償却資産を所有されている方です。廃業・解散・転出された場合も備考欄にその旨をご記入の上、必ず申告を行ってください。また、資産の増減がない方も申告書の提出が必要です。

なお、次に該当する方も申告が必要ですのでご注意ください。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として借主の方
- (4) 割賦販売などで、所有権が売主に留保されている償却資産の場合、原則として買主の方
- (5) 償却資産の所有者が不明な場合、実際に使用している方
- (6) 償却資産を共有されている方

※各々の持分に応じて個別に申告するのではなく、共有者全員の連名で申告してください。

(例：塩尻太郎外1名)

- (7) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)の方

2 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産について、以下の資産も申告が必要です。

- (1) 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3) 遊休又は未稼働の資産
- (4) 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- (5) 福利厚生のために使用する資産
- (6) 個別に減価償却している資産(※1)
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

(例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産(※2)

注:※1・2については、10ページの図をご参照ください。

3 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象外となるため、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産(例:小型フォークリフト)
- (2) 無形減価償却資産(例:特許権、実用新案権等)
- (3) 繰延資産
- (4) 平成10年4月1日以降に取得した償却資産で次に該当するもの
 - ・取得価額が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの(※3)
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時損金算入又は必要経費として処理しているもの)(※4)

- (5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約に基づくリース資産
法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定され、取得価額が20万円未満のもの(※5)
- (6) 自己所有の建物を通常の維持管理から改修した場合の費用
→この費用は家屋の評価に含まれているため、償却資産としての申告は不要です。

注:※3・4・5については、下図をご参照ください。

4 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除外される「少額資産」は、以下のものを指します。

- (1) 取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入したもの(※4)
- (2) 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却したもの(※3)
- (3) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約に基づく、取得価額が20万円未満のリース資産(※5)

ただし、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入または必要経費に算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。(下図をご参照ください。)(※2)

取得価額	経理区分と申告の要否				
	①個別に減価償却している資産	②中小企業者等の少額資産特例	③ 3 年間一括償却 ⑤リース資産 ※ (20万円未満)	④一時損金算入	
10万円未満	申告必要 (※1)	申告必要 (※2)	申告不要 (※3) (※5)	申告不要 (※4)	
10万円以上 20万円未満					
20万円以上 30万円未満					
30万円以上					

※法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)は申告不要です。

Ⅳ 提出していただく書類について

償却資産の申告方法には、1月1日（賦課期日）現在所有している全ての資産を申告していただく全資産申告と、前年中に増加又は減少した資産を申告していただく増減申告があります。

1 申告方法

提出書類 資産の状況		申告書	種類別明細書		記入上の注意点
			増加資産・全資産用	減少資産用	
申告は はじめて される方	償却資産を所有している方	○	○	×	全資産を記入してください。
	償却資産を所有していない方	○	×	×	申告書右下の備考欄に「 該当する資産なし 」と記入してください。
前年度以前に申告されている方	増加資産あり	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）の必要項目を記入してください。
	減少資産あり	○	×	○	減少資産は、種類別明細書（一覧表）に記入されている全ての事項を転記してください。
	増加・減少資産あり	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用及び減少資産用）を、記入例（4・5ページ）を参照の上、記入してください。
	増減資産なし	○	×	×	申告書右下の備考欄に「 資産の増減なし 」と記入してください。
	該当資産なし	△	×	×	下記①～③に該当する方は申告が必要です。変更がない場合は申告を省略できます。 ①新たに「償却資産」を取得した ②廃業・転出 ③住所、名称、送付先等に変更がある
	廃業・解散・転出等	○	×	×	申告書右下の備考欄の「廃業」「解散」「転出」等の理由を記入してください。
電算処理申告の方		○	○	○	次ページ (2) 電算システム等により、全資産申告される方へをご覧ください。
電子申告 (eLTAX)の方		○	○	○	- 増減申告の方は種類別明細書（増加資産・全資産用及び減少資産用）の必要項目を記入してください。 - 全資産申告の方で、種類別明細書（一覧表）が市から送付している申告書に同封されている方は、種類別明細書（減少資産用）も提出してください。

(1) 増減申告をされる方

令和7年中(令和7年1月2日～令和8年1月1日)に増加又は減少した資産について申告してください。

なお、前年度までに申告された資産は、種類別明細書(一覧表)に印字されます。

※既存資産の修正がある場合

種類別明細書(一覧表)の異動区分「修正」を○で囲み、修正事項を赤字で訂正して提出してください。

申告書や明細書の記入方法については、3～5ページをご覧ください。

(2) 電算システム等により、電算処理申告(全資産申告)される方

令和8年1月1日現在、所有されているすべての資産について評価額を算出し、全資産を申告してください。

※耐用年数に応じた減価率を用いてください。(17ページ参照)

※評価額の最低限度は、取得価額の5%となります。

2 注意事項

(1) 提出書類について

提出書類はすべて **提出用** のみです。(控用の提出は不要です。)

なお、申告書を郵送される方で、申告書控用に受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 自社作成の申告書について

自社作成の申告書で申告される場合は、お手数ですが、確認のため本市から送付した申告書を添付してください。

3 申告義務違反に対する措置

正当な理由がなく申告を行わない場合、地方税法第386条の規定により過料が科せられることがあります。また、同法第368条に基づき、不足税額に加えて延滞金が徴収されることもあります。さらに、国税資料等に基づき、推計課税が行われる場合があります。

虚偽の申告を行った場合は、地方税法第385条により罰金等を科せられることがあります。

4 過年度への遡及等について

償却資産の取得年が申告の前年より前であることが判明した場合、また、実地調査に伴い申告内容の修正をお願いした場合は、地方税法第17条の5に基づき、最大で5年間遡って課税を行うことがあります。

V 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の課税について

区 分	説 明
納 税 義 務 者	令和8年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。
賦 課 期 日	毎年1月1日が賦課期日となり、その年の途中で機械等を滅失してもその年度は課税されます。
償却資産の申告制度	償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の <u>償却資産の状況を、1月31日までに申告</u> しなければなりません。これに基づき、毎年評価し、価格を決定します。
課 税 台 帳 の 閲 覧	償却資産課税台帳に登録された価格等は、所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。なお、詳細については、広報しおじり及びホームページでお知らせします。
税 額	課税標準額に税率の1.4/100を乗じた額です。 〈計算例〉 (課税標準額) (税率) (税額) $2,000,000 \times 1.4 / 100 = 28,000$ 円
免 税 点	償却資産の課税標準となるべき額(全資産の合計額)が150万円未満の場合は課税されません。(免税点未満と判断される場合も、申告は必要です。)
納 期	1 期 2 期 3 期 4 期 } の4回に分け、土地・家屋と合算して 納税していただきます。

2 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

評価額の計算式

(1) 前年中に取得した資産の場合

$$\text{取得価額} \times (1 - r / 2)$$

(2) 前年前に取得した資産の場合

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

※ r は耐用年数に応ずる減価率

3 評価額の算出(計算例)

(1) 減価残存率の算出(17ページも参考にしてください)

耐用年数	減価率	半年分の減価残存率	1年分の減価残存率
5年	0.369	$0.815 = 1 - \frac{0.369}{2}$	$0.631 = 1 - 0.369$
8年	0.250	$0.875 = 1 - \frac{0.250}{2}$	$0.750 = 1 - 0.250$

(2) 評価額の算出

取得時期	取得価額	耐用年数	令和8年度	令和9年度
令和7年3月	3,000,000円	5年	$3,000,000円 \times 0.815$ = 2,445,000円	$2,445,000円 \times 0.631$ = 1,542,795円
令和8年2月	5,000,000円	8年		$5,000,000円 \times 0.875$ = 4,375,000円
計			2,445,000円	5,917,795円

4 国税との主な比較

地方税と国税では次表のとおり取扱いが異なり、国税の特例・制度は固定資産税(償却資産)には適用されないため、国税とは異なる取得価額での申告が必要な場合があります。

項 目	固定資産税(償却資産)の 取扱い	国税の取扱い (法人税・所得税)
償 却 資 産 の 基 準 日	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法を適用(固定 資産評価基準に定められた減価率 を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同様	一般の資産は定率法・旧定率法又 は定額法・旧定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳	×(注1)	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×(注1)	○
増 加 償 却	○(注2)	○
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
中小企業等の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	× (申告が必要です。)	○
改 良 費	区分評価 (資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価 ※一部、合算評価も可

(注1) 圧縮記帳・特別償却・割増償却は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は圧縮前の取得価額を記入してください。

(注2) 増加償却の適用を行っている資産を所有されている場合は、税務署長への「増加償却の届出書」の写しを申告書に添付してください。

V 償却資産の評価と課税について

5 実地調査協力のお願い

申告の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき、償却資産の実地調査を行っています。固定資産台帳や減価償却資産明細書の写し等の提出を求められた際は、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。

6 非課税及び課税標準の特例について

地方税法第348条に定める資産については、非課税の措置が講じられており、固定資産税が課税されません。

また、地方税法第349条の3及び本法附則第15条等に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減となります。

該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に適用条項を記入し、「該当資産であることを証する添付書類」とともに申告してください。

なお、非課税及び特例が認められる資産については、それぞれ法令により細かく決められており、地方税法の改正により内容が変更されることがあります。

課税標準の特例が適用される資産については、下表に一部を抜粋しています。

適用条項	設備等の種類			取得時期	適用期間	特例率	添付書類
地方税法附則第15条	第25項	太陽光発電設備(再生可能エネルギー事業支援事業費に係る補助を受けたものに限る) 第1号イ		R6.4.1 ～ R8.3.31	取得後 3年度分	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書(写)
		風力発電設備(固定価格買取制度の認定を受けた発電設備が対象) 第1号ロ		R6.4.1 ～ R8.3.31	取得後 3年度分	2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)
		地熱発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備(固定価格買取制度の認定を受けた発電設備が対象) 第4号		R6.4.1 ～ R8.3.31	取得後 3年度分	1/2	
	第43項	令和7年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に同計画に基づき取得した設備	賃上げ方針の表明 1.5%以上 3%以上	R7.4.1 ～ R9.3.31 R7.4.1 ～ R9.3.31	取得後 3年度分 取得後 5年度分	1/2 1/4	- 先端設備等導入に係る認定申請書(写) - 認定支援機関による事前確認書(写) - 投資計画に関する確認書(写) - 本市商工課による先端設備等導入計画に係る認定書(写) - 従業員に対する賃上げ方針の表明を証する書類(写)
旧地方税法附則第15条	第44項	令和5年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に同計画に基づき取得した設備	無	R5.4.1 ～ R7.3.31	取得後 3年度分	1/2	
			有	R5.4.1 ～ R6.3.31	取得後 5年度分	1/3	
				R6.4.1 ～ R7.3.31	取得後 4年度分	1/3	

償却資産の種類及び耐用年数

有形減価償却資産の耐用年数表 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1・別表第2抜粋)

	構造・用途	細 目	耐用年数		構造・用途	細 目	耐用年数
構 築 物	広 告 用	金属造	20	器具及び備品(1)	家 具	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
		その他	10				
	舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷	15		電気機器	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
		アスファルト敷又は木れんが敷	10		ガス機器		
	緑化施設 庭 園	工場緑化施設	7		家庭用品	冷房用又は暖房用機器	6
		その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く)	20			冷蔵庫、洗濯機、その他これらに類する電気、ガス機器	6
機 械 及 び 装 置	食料品製造業用設備		10	器具及び備品(2)	事務機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ (サーバー用を除く) その他のもの	4 5
	木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備		8			複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	5
	電気機械器具製造業用設備		7		通信機器	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	農業用設備		7			電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 デジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
	通信業用設備		9		看 板 広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備		8				
	宿泊業用設備		10		理容機器及び美容機器		5
	飲食店業用設備		8	器具及び備品(3)	医療機器	手術機器	5
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13			歯科診療用ユニット	7
	その他の設備、主として金属製のもの		17		そ の 他	自動販売機(手動のものを含む)	5
運 車 搬 送 具 及 び	フォークリフト(大型特殊自動車)		4			無人駐車管理装置	5
	工 具	型(型枠) 鍛圧工具 打抜工具	2				
		プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型、鑄造用型 その他のもの	3				
		切削工具	2				

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和40年3月31日 大蔵省令第15号
最終改正 令和7年3月31日 財務省令第34号

《減 価 残 存 率 表》

耐用 年数	減 価 率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減 価 率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 (1－ r /2)	前年前取得 (1－ r)			前年中取得 (1－ r /2)	前年前取得 (1－ r)
2	0.684	0.658	0.316	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	26	0.085	0.957	0.915
9	0.226	0.887	0.774	27	0.082	0.959	0.918
10	0.206	0.897	0.794	28	0.079	0.960	0.921
11	0.189	0.905	0.811	29	0.076	0.962	0.924
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926
13	0.162	0.919	0.838	35	0.064	0.968	0.936
14	0.152	0.924	0.848	40	0.056	0.972	0.944
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	55	0.041	0.979	0.959
18	0.120	0.940	0.880	60	0.038	0.981	0.962
19	0.114	0.943	0.886	65	0.035	0.982	0.965

～～ 償却資産 Q & A ～～

Q 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A 償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。

Q 毎年、税務署に確定申告していますが、市に申告しないといけないですか？

A 申告は必要です。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税(償却資産)に関するものです。

Q 資産の内容に変更がなくても申告しないといけないですか？

A 償却資産をお持ちの方は申告が必要です。償却資産申告書の右下の備考欄に「資産の増減なし」と記入してください。

Q 共同住宅(アパート)を所有し、賃貸業を行っているのですが、償却資産を申告する必要がありますか？

A 申告は必要です。家屋の評価に含まれていないルームエアコンやアスファルト舗装等が対象です。詳しくは、8ページをご確認ください。

Q 店舗を借りて事業をしていますが、内装や電気設備、給排水設備等の附帯設備の行為はだれが申告するのですか？

A テナント等が取り付けした内部造作や電気設備、建築設備等は、テナント側が償却資産として申告してください。貸主による申告は不要です。

Q フォークリフトを購入しました。償却資産として申告する必要がありますか？

A 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち大型特殊自動車については、償却資産の課税対象になります。自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象になる原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車については償却資産の課税対象になりません。

Q リース資産は、申告対象になりますか？

A 基本的にリース会社に申告していただきます。
ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

Q 太陽光発電設備を設置しましたが、償却資産を申告する必要がありますか？

A 遊休地や屋根の上などに設置し、事業用資産に該当する場合、償却資産の申告対象になります。ただし、発電出力10kW未満の太陽光発電設備を個人が住宅用の屋根の上などに設置し、発電された電気を自分の住まいの電気に充て、残った電気を電力会社に売却する場合は、事業用資産に該当しないため、申告は不要です。また、太陽光パネルを家屋に一体の建材(屋根材)として設置されている場合、家屋の評価対象となるため、申告は不要です。

Q 所有者が死亡して相続しましたが、どのように申告すればよいですか？

A 申告者の住所、氏名欄を新所有者のものに書き換え、右下備考欄に「〇年〇月 旧所有者□□□□死亡のため、新所有者は△△△△」と記入してください。

Q 廃業しましたが、申告する必要はありますか？

A 申告は必要です。申告書右下の備考欄に「廃業」と記入し、その横に日付を記入してください。提出していたいた翌年からは申告する必要はありません。

おねがい

- 申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。なお、同封されていない場合には、返送できかねますので予めご了承ください。
- 本市より送付しました種類別明細書(一覧表)に誤りまたは修正したい事項がある場合には、赤字で正しい事項に訂正してご返送ください。
- 本市では、正確で迅速な評価事務を行うため、提出していただく申告書、種類別明細書はそのまま入力原票として使用いたしますので、「申告書の記入例」により正しくご記入くださいますようお願いいたします。
- 法定期限である2月2日(月)より後に申告いただいた場合は、第2納期限からの課税や更正となる場合がございますのでご注意ください。

申告書の提出は エルタックス **eLTAX** による電子申告をご利用ください。

- eLTAXで、いつでもどこでも、自分のペースで手続きができます。
- 複数の自治体にまたがっていても大丈夫! eLTAXなら、**まとめて**申告できます。
- 税金計算って難しい……そんな悩みも、eLTAXなら解消! **自動計算機能**でミスなく正確な申告ができます。

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話 : **0570-081459** (ハイシンコク)



※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

↓申告書を郵送で提出する場合は、
こちらのラベルを封筒に貼付しご利用ください。

申告期限は令和8年2月2日(月)です。

申告書提出先

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市税務課資産税係
償却資産担当 行

申告書の提出・お問い合わせは

塩尻市総務部税務課資産税係

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL (0263)52-0639 (直通)

(0263)52-0280 (代表) (内線)1138、1139、1140

FAX (0263)53-8180

市HP <https://www.city.shiojiri.lg.jp/>